

平成20年4月1日

工事登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室

平成20年度入札制度の一部改正について（お知らせ）

建設工事の発注に係る入札制度について、平成20年度から下記のとおり一部改正することといたしましたのでお知らせします。

1 4月1日から平成20年度格付で運用します。

格付期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（年間固定）

なお、平成20年4月1日時点で、佐世保市電子入札システムに登録されている経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評点で格付していますが、その際、審査基準日から1年7ヶ月経過している方は仮格付に留まり、有効期間の更新手続きがなされた時点で再度格付しなおします。

2 格付等級区分や発注基準額に変更ありません。

土木、港湾漁港、建築、電気、建築管、水道管、舗装及び塗装について、格付を行っていますが、平成20年度は格付等級区分に変更はありません。

また、各工種の発注基準額についても変更ありません。

3 制限付き一般競争入札の対象工事は変更ありません。

制限付き一般競争入札は、平成20年4月1日以降も引き続き、①5千万円以上の土木一式工事等、②1億円以上の建築一式工事を対象として実施します。

4 原則すべての建設工事の入札を電子入札で行います

平成20年4月1日以降に発注する建設工事の入札は、原則電子入札で実施します。ただし、共同企業体によるものや市外業者等も参加する入札案件は郵便入札で実施します。その他緊急を要するものなど電子入札以外で実施する場合があります。

5 制限付き一般競争入札における参加条件について、次のとおり取扱います。

①準市内業者の佐世保市内支店・営業所等の雇用条件を次のように改めます。

市内業者を対象とする制限付き一般競争入札において、「市内支店・営業所等を有する者については、当該市内支店・営業所等に40人以上の職員を雇用し、かつ契約締結権を有する者」という参加条件を付し、本市に貢献度の高い準市内業者の方が入札参加できるようにしていますが、当該支店・営業所等の雇用条件について工種ごとに次のとおり取扱います。

(改正前) 全工種：40人以上

(改正後) 土木一式工事、港湾漁港工事、水道管工事：30人以上

建築一式工事：20人以上

その他の工事：20人以上

【注】 上記雇用条件を満足する支店・営業所等（契約締結権を有していること）を佐世保市内に有する方で、佐世保市電子入札システムの認証用CD及びインストールCDをお持ちでない方は、事前に認証用CDの発行を受ける必要があります。該当される方は契約課までご連絡ください。（CD発行には2週間程度かかりますので、早めにご連絡ください。）

②手持工事に関する参加条件を次のように取扱います。

(1)公告日が属する月を含み4ヶ月以内に制限付き一般競争入札により落札した方（JV構成員含む）は、入札参加が制限されます。

| 4月 | 5月 | 6月 (議会) | 7月 | 8月 | 9月 (議会) |
|----|----|------------|----|----|------------|
| | | | 公告 | | |
| | | | | 公告 | |
| | | | | | 公告 |

※網掛部分での落札者が入札参加を制限されます。

(2)当初契約金額が、1億5千万円以上の工事を受注した方は、当該工事が完成するまで制限付き一般競争入札の参加が制限されます。（ただし、JV工事で構成員の持ち分が1億5千万円を下回る業者を除く）

※平成20年3月末までに契約締結した案件は除きます。

手持工事に関する参加条件として、以上2つの条件を付すこととしますが、この条件は、従来どおり同一工種において制限するものです。（例えば、落札した工事が土木一式工事であれば、土木一式工事以外の工種は入札参加可能です）

③土木一式工事における総合評定値の条件を次のとおり改めます。

土木一式工事については、Aランクの発注基準と入札参加条件の点数が合っていないため、参加条件をAランクの発注基準と合わせ、次のとおり取扱います。

(改正前) 土木一式工事における総合評定値が760点以上

(改正後) 土木一式工事における総合評定値が800点以上

※他の工種も含め、工事の難易度等により条件が変更になる場合があります。

6 契約締結までの間に指名停止等を受けた場合は、契約締結しません。

指名停止措置等の取扱いについては、指名停止等の措置後の入札参加を制限するものでしたが、これに加え、落札決定から契約締結までの間に指名停止となった場合、契約締結しないこととします。

7 参考価格の事前公表を廃止します。

入札の公告・指名通知の中で公表している「参考予定価格」及び「参考最低制限基本価格」については、事前公表を廃止します。

8 共同企業体（JV）による発注基準額を引き下げます。

共同企業体（JV）による発注基準額を次のとおり改正します。

| 改正前 | | 改正後 | | 構成員数 |
|-------|----------------------|-------|------------------------|----------|
| 土木工事等 | 2億円以上 4億円未満 4億円以上 | 土木工事等 | 1.5億円以上 3億円未満 3億円以上 | 2社 3社 |
| | | 電気工事 | 1.5億円以上 2億円未満 2億円以上 | 2社 3社 |
| | | 管工事 | 2億円以上 4億円未満 4億円以上 | 2社 3社 |
| 建築工事 | 3億円以上 5億円未満 5億円以上 | 建築工事 | 2億円以上 4億円未満 | 2社 |
| | | | 4億円以上 | 3社 |

※ 構成員数による出資割合については、従来どおり（2社：最低30%以上、3社：最低20%以上）です。

9 佐世保市税等の納税証明書の提出時期が2月のみになります。

これまで毎年10月と2月に提出していただいていた納税証明書（佐世保市税及び国民健康保険税）については、「毎年2月提出」に改め、10月の提出は廃止します。

10 工事成績の評定区分が変更になります。

平成20年4月1日以降に契約締結する工事の成績評価区分を次のとおり細分化します。

| 改正前 | 改正後 |
|----------------|----------------|
| 優秀（81点以上） | 優秀（81点以上） |
| 普通（65点以上81点未満） | 良い（74点以上81点未満） |
| | 普通（65点以上74点未満） |
| 劣る（65点未満） | 劣る（65点未満） |

11 工事成績の評定結果を次の事項に反映します。

平成20年4月1日以降に契約締結する請負契約金額が300万円以上の工事を対象に次のとおり取扱います。

①優秀工事

- 高評点上位10件を優秀工事として引き続き表彰します。（従来どおり）
- 「優秀」及び「良い」の評価を受けた工事についてホームページで公表します。

②ペナルティ工事

2か年度間に次のいずれかに該当する成績の工事を施工した場合、3ヶ月の指名停止とします。（全工種共通でカウントします）

- (1)工事成績が50点以上60点未満を3回施工した場合
- (2)工事成績が50点以上60点未満を1回以上、50点未満を1回施工した場合
- (3)工事成績が50点未満を2回施工した場合

③今後の方針

平成20年度からの工事成績データを蓄積し、平成22年度から2か年平均点により、上記の他にも様々な措置を具体化して実施する予定です。

契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204）

FAX：0956-25-9624

E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp